

鳥取市補助金カルテ

NO.	274	担当課	都市企画課	外線	0857-30-8342
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市街なみ整備事業補助金				
概要	城下町の歴史的特徴を生かした街なみを維持するため、個人住宅等の新築・改修等に伴う景観や修景の整備、良好な街なみ形成方策等に係る協議会活動等に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3401）生活基盤の充実				
創設年度	H8	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	鹿野地域の観光入込客数の増加。				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	都市計画費	目	都市計画総務費	
歳出事業名	街なみ環境助成費					
R 8 予算	1,295千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	(1) 整備改善 交付限度額=1,166千円×1件 (2) 協議会活動 事業費194千円×3分の2=129千円			R 7 (見込)	1	129
				R 6	2	1,295
				R 5	3	2,461
				R 4	2	1,262
補助率・補助額	(1) 9分の7 (2) 3分の2			上限額	1,166千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	(1) 申請のあった協定締結者（個人） (2) 協議会				
交付要件	(1) 街なみ環境整備促進区域内において、街づくり協定及び街なみ整備景観ガイドライン並びに 別添1に定める基準に沿って行う建築物等の新築、増築、改築工事等 (2) 街なみ環境整備促進区域内における良好な街なみ形成方策等に係る検討のために行う勉強会、見学会、資料収集、コンサルタント派遣、その他協議会の活動				
対象経費	(1) 住宅等修景費、建築設備等修景費、外溝修景費 (2) 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-6 社会資本整備総合交付金交付要綱により補助率が規定されているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-